



第 8 1 号

編集と発行



最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2
 TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
 E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp
 ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

平成30年6月発行



～多面的機能支払交付金活動組織PRパネル～



〈 主な項目内容 〉

- 第171回総代会開催 2
- 第170回総代会開催 他 3
- 平成30年度予算のあらまし 4
- 平成30年度賦課金について 6
- 平成30年度地区除外決済金について 7
- 改良区への通知、使用料・手数料について... 8
- 水利調整委員及び水利について 9
- 新規土地改良事業、管理運営委員会だより 他 10
- 管理運営委員会と担当職員、事務局機構 他 11
- 多面的機能支払交付金活動 他 12

第一七一回総代会

平成三十年年度予算等全案件が可決承認されました

第一七一回通常総代会が、平成三十年三月二十七日最上川中流土地改良区三階会議室において開催されました。総代七十二名の出席をいただき上程された平成三十年年度予算など全案件（七十九議案）が原案どおり可決承認されました。



【理事長あいさつ】

第一七一回総代会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の総代会には、ご多忙中にもかかわらず、ご来賓として、西奥羽土地改良調査管理事務所沼倉最上川支所長、山形県村山総合支庁農村計画課渡部課長、山形市農村整備課五十嵐課長のご臨席を賜っております。誠に有難うございます。

また、総代の皆さんには、春の農繁期を前にして大変お忙しい中お集まり頂き、心より感謝申し上げます。次第であります。

昨年は台風や梅雨前線などの影響

により風水害が各地で発生し、七月には秋田県で浸水被害が報告されております。このように近年自然災害のリスクが高まっておりますが、今後関係機関と連携し、施設の適切な管理に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本年の農政は、米政策の見直しにより、米の生産調整（減反）が廃止され、平成二十六年年度から始まった経営所得安定対策における米の直接支払い交付金もなくなり「平成三十年度問題」と言われる年が到来し、不安を含むスタートになります。土地改良区としては、安定した用水の供給を図り、安心・安全な食料の供給基盤である農地の整備と保全管理を行ってまいりたいと考えております。

また、平成二十九年度の事業施工状況になりますが、「県営基幹水利施設ストックマネジメント事業」、

西部地区の「県営農業水利施設保全合理化事業」とも順調に工事の進捗を見ており、双方の事業とも平成三十一年度の完成に向けて、鋭意、工事を施工中であります。また、平成三十年年度から新規事業として、南山形地区において「県営農村地域防災減災事業」に取り組むこととなります。この事業は、経年劣化により損壊が確認されている谷柏新堰を改修し、安定した用水の確保と地域住民の危険や洪水を未然に防止し、災害に強い農村づくりに取り組むものです。総事業費三億六千万円で、平成三十四年度の完成を予定しております。

さらに、今後、取り組む課題として、当区管内は小規模農家が多く、未だに昭和三十年代の積寒事業により整備された二十アール未満の区域が管内受益面積の半数以上となっており、担い手からは区画拡大を望む声も多く、次世代に引き継ぐには後悔が残ると思われれます。第十三期目の役員として、ほ場の区画拡大事業等への取り組みが重要な課題と認識しており、組合員はもとより関係行政機関の指導を仰ぎ、各農業団体と連携を図りながら、一層の努力を傾注してまいります。

さて、賦課金の納入状況につきま

しては、役員・総代・委員が全力挙げて賦課金徴収に当たった結果、徴収率九十九・三パーセントに達しており、過年度未納賦課金については、約五百万円を回収しております。組合員には大変厳しい農業経営が強いられる状況にありますが、土地改良区の運営は全て受益地に課せられる賦課金によって賄われており、賦課金納入の公正、公平の原則を守り、今後に対応してまいります。

最後に、農林水産省は土地改良区制度の見直し案をまとめ、土地改良法の一部改正案が閣議決定され、国会に提出される見通しとなっております。改正の内容は、准組合員や参加組合員新設、理事構成要件の見直しなど組合員資格に関する措置、さらに総代会制度の見直し、複式簿記や員外監事の導入など土地改良区の体制改善に関する措置の二つが大きな柱となっております。これにより、所有者から借りて耕作している担い手の意見を事業運営に反映出来るようになるなど、担い手のための事業推進を図ることが出来るものと期待されています。今後、土地改良区としての新たな展開に適切に対応して行けるよう注視してまいりたいと考えております。



〔第171回総代会〕

〔議決案件〕
議第一号
 平成二十九年年度県営基幹水利施設
 馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別
 会計収支補正予算（第二号）
議第二号
 平成二十九年年度明治地区特別会計
 収支補正予算（第一号）
議第三号
 平成二十九年年度出羽地区特別会計
 収支補正予算（第一号）
 （他七十六議案）



〔第170回総代会〕

第二七〇回総代会
**平成二十九年年度補正予算 等
 全案件が可決承認されました**
 〔議決案件〕
議第一号
 区有財産（不動産）の処分について
議第二号
 平成二十九年年度一般会計収支補正
 予算（第一号）
議第三号
 平成二十九年年度県営基幹水利施設
 馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別
 会計収支補正予算（第一号）
 （他十議案）

着任のご挨拶

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
最上川支所長 大内 和彦



最上川中流土地改良区組合員の皆様には、日頃より農業農村整備事業の推進並びに当調査管理事務所の業務に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、四月一日付けで最上川支所長に就任致しました大内と申します。実は私、当支所に平成二十八年八月一日付けで企画情報管理官として着任し、三年目を迎えるところです。支所長としてまだ不慣れで御迷惑をお掛けすることあるかと思いますが、引き続きよろしくお願いたします。

さて、平成三十年年度の農林水産関係予算は前年より減少されましたが、農業農村整備事業関係予算については、逆に前年より約三百三十億円増加しており、平成二十九年年度補正予算と合わせますと五千八百億円の前算となっております。これは平成二十一年度の予算まで復元したこととなります。こうした予算の増加は、皆様の御尽力によるものであり、感謝申し上げます。

地方の地域経済を支えているのは基幹産業である農業です。その農業の基盤であり生産を支えている農業水利施設を適切に維持管理し、農業から生み出される多面的機能を維持・発展させ、次世代に継承していくことが最も重要なことです。

当調査事務所としましては、地域農業の継続・発展と土地改良区並びに組合員の皆様に少しでもお役に立てるよう土地改良施設の機能診断や営農状況を踏まえた水利権調整を行うとともに関係機関の皆様との御意見等が政策に反映されるよう努力して参りますので、今後とも御支援御協力をよろしく願いたします。

一般会計のあらまし

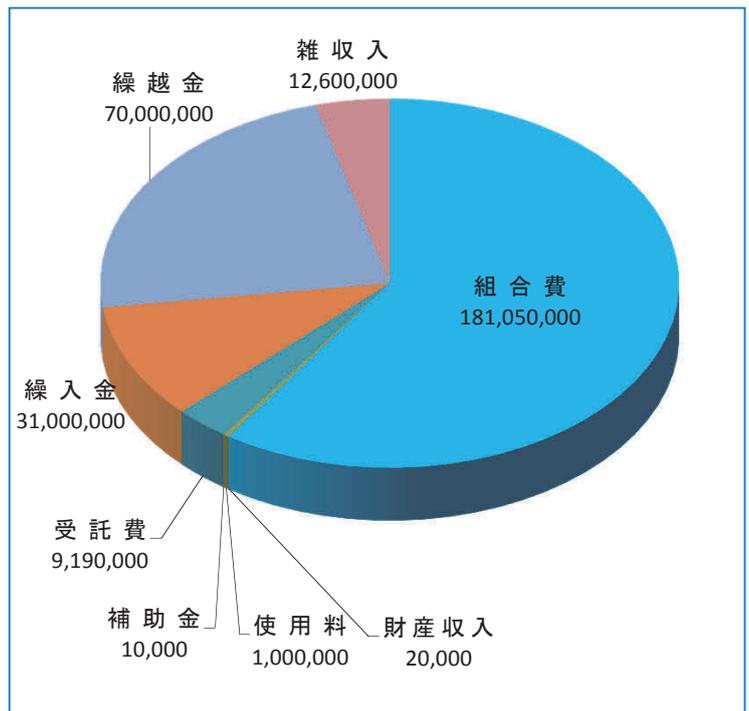
平成30年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第171回総代会において議決されました。

収支予算額 304,870,000 円

【 収 入 】

[単位：円]

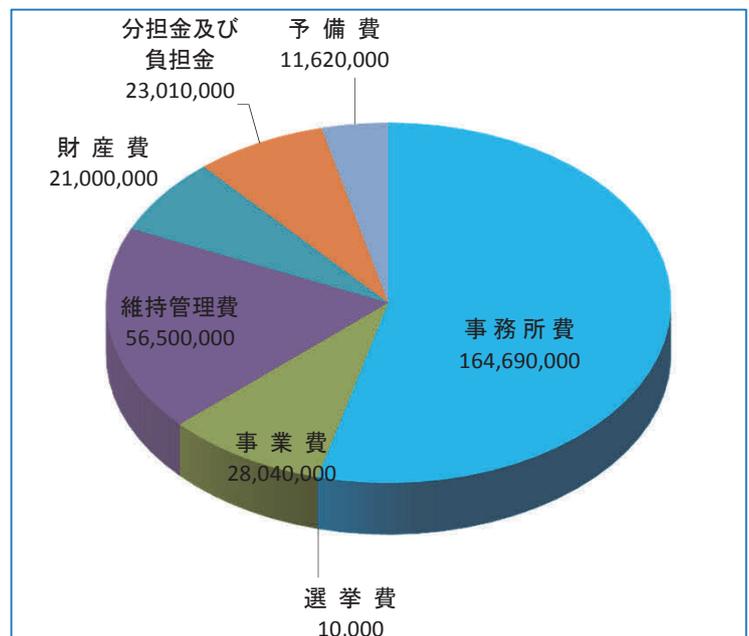
科 目	本年度予算額
組 合 費	181,050,000
財 産 収 入	20,000
使 用 料	1,000,000
補 助 金	10,000
受 託 費	9,190,000
繰 入 金	31,000,000
繰 越 金	70,000,000
雑 収 入	12,600,000



【 支 出 】

[単位：円]

科 目	本年度予算額
事 務 所 費	164,690,000
選 挙 費	10,000
事 業 費	28,040,000
維 持 管 理 費	56,500,000
財 産 費	21,000,000
分 担 金 及 び 負 担 金	23,010,000
予 備 費	11,620,000



平成30年度 国・県営維持管理事業特別会計収支予算

(単位:千円)

収 入			支 出		
科 目	本年度予算額	附 記	科 目	本年度予算額	附 記
組 合 費	90,850	国営 10a当たり 1,700円 県営 10a当たり 1,200円	事 務 費	19,710	事務諸費
繰 越 金	46,000	前年度繰越見込額	事 業 費	38,020	施設補修工事他
補 助 金	10		維 持 管 理 費	50,510	施設維持管理費
交 付 金	7,110	適正化事業交付金	分担金及び負担金	13,250	負担金他
補 償 費	10		繰 出 金	27,170	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他へ
繰 入 金	12,450	償却資産準備金積立会計より	加 入 金	3,820	適正化事業拠出金
雑 収 入	1,150	未収賦課金他	予 備 費	5,100	予備費
合 計	157,580		合 計	157,580	

平成30年度 各特別会計収支予算

(単位:千円)

会 計 名	収支予算額	会 計 名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	12,480	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	5,220
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	33,050	出羽・明治地区団体営かんばい事業特別積立会計	64,480
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,260	西 部 地 区 特 別 積 立 会 計	270,640
管 理 棟 維 持 管 理 特 別 会 計	31,140	北 部 地 区 特 別 積 立 会 計	14,850
多 面 的 機 能 支 払 特 別 会 計	90	八ヶ郷地区特別積立会計	7,100
水 源 涵 養 林 維 持 管 理 特 別 会 計	1,500	十 文 字 地 区 特 別 積 立 会 計	10,170
明 治 地 区 特 別 会 計	3,740	成 沢 地 区 特 別 積 立 会 計	16,960
千 歳 地 区 特 別 会 計	2,200	南 山 形 地 区 特 別 積 立 会 計	1,550
出 羽 地 区 特 別 会 計	11,520	中 部 地 区 特 別 積 立 会 計	42,780
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	4,470	玉 虫 地 区 特 別 積 立 会 計	31,480
出羽・明治地区団体営かんばい事業特別会計	27,300	役 員 退 任 積 立 特 別 会 計	9,170
西 部 地 区 特 別 会 計	42,020	職 員 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	238,400
北 部 地 区 特 別 会 計	13,230	地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	652,850
八ヶ郷地区特別会計	11,320	明 治 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,480
十 文 字 地 区 特 別 会 計	1,390	千 歳 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,710
成 沢 地 区 特 別 会 計	2,010	出 羽 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	18,320
南 山 形 地 区 特 別 会 計	17,630	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	1,150
中 部 地 区 特 別 会 計	41,160	出羽・明治地区団体営かんばい事業地区除外決済金特別会計	11,620
玉 虫 地 区 特 別 会 計	3,930	西 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	34,040
財 政 調 整 資 金 積 立 会 計	317,680	北 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	20,520
償 却 資 産 準 備 金 積 立 会 計	778,510	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	18,550
補 償 金 特 別 積 立 会 計	26,280	十 文 字 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	3,420
明 治 地 区 特 別 積 立 会 計	15,180	南 山 形 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	23,980
千 歳 地 区 特 別 積 立 会 計	220	中 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	40,720
出 羽 地 区 特 別 積 立 会 計	9,360	玉 虫 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	6,850

平成30年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
維持管理	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区(未整理地区)	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

平成30年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。

決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a 当たり 決済金
南山形地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 163,373円(地区決済金 19)
玉虫地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 83,979円(地区決済金 25)
西部地区(ほ場整備内の田)	523,408円(全地区決済金1+2) + 106,059円(地区決済金 9)
西部地区(ほ場整備外の田)	523,408円(全地区決済金1+2)
※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。	
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 328,785円(地区決済金 6)
北部(一般地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 47,365円(地区決済金 10) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部(成安地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 160,464円(地区決済金 10+11)
出羽(西地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 312,941円(地区決済金 4+7)
出羽(東地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 176,543円(地区決済金 4)
明治地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 235,691円(地区決済金 3+7)
八ヶ郷地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 150,328円(地区決済金 20)
中部地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 210,815円(地区決済金 21) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 138,541円(地区決済金 5)
十文字地区	432,239円(全地区決済金2) + 284,331円(地区決済金 8)

◆◆◆土地改良区への通知義務について◆◆◆

忘れていませんか？

こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 雨水排水の放流 | 6. 農地改良に伴う農道使用 |
| 2. 工場等の雑排水放流 | 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 8. 電柱等の設置 |
| 4. 工事に伴う水路敷使用 | 9. 宅地への通用路としての農道使用 |
| 5. 工事に伴う農道使用 | |

注意！ 滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料
（農道使用の場合）

個人 一件年額 二、〇〇〇円

※ 尚、組合員以外の場合には別料金となります。

二、境界の立会い

● 境界立会申請 一件 五、〇〇〇円

● 誤謬訂正の申請 一件 一〇、〇〇〇円

● 測量 実費

三、各種意見書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料

一件 一、〇〇〇円

※ 別途、消費税がかかります。

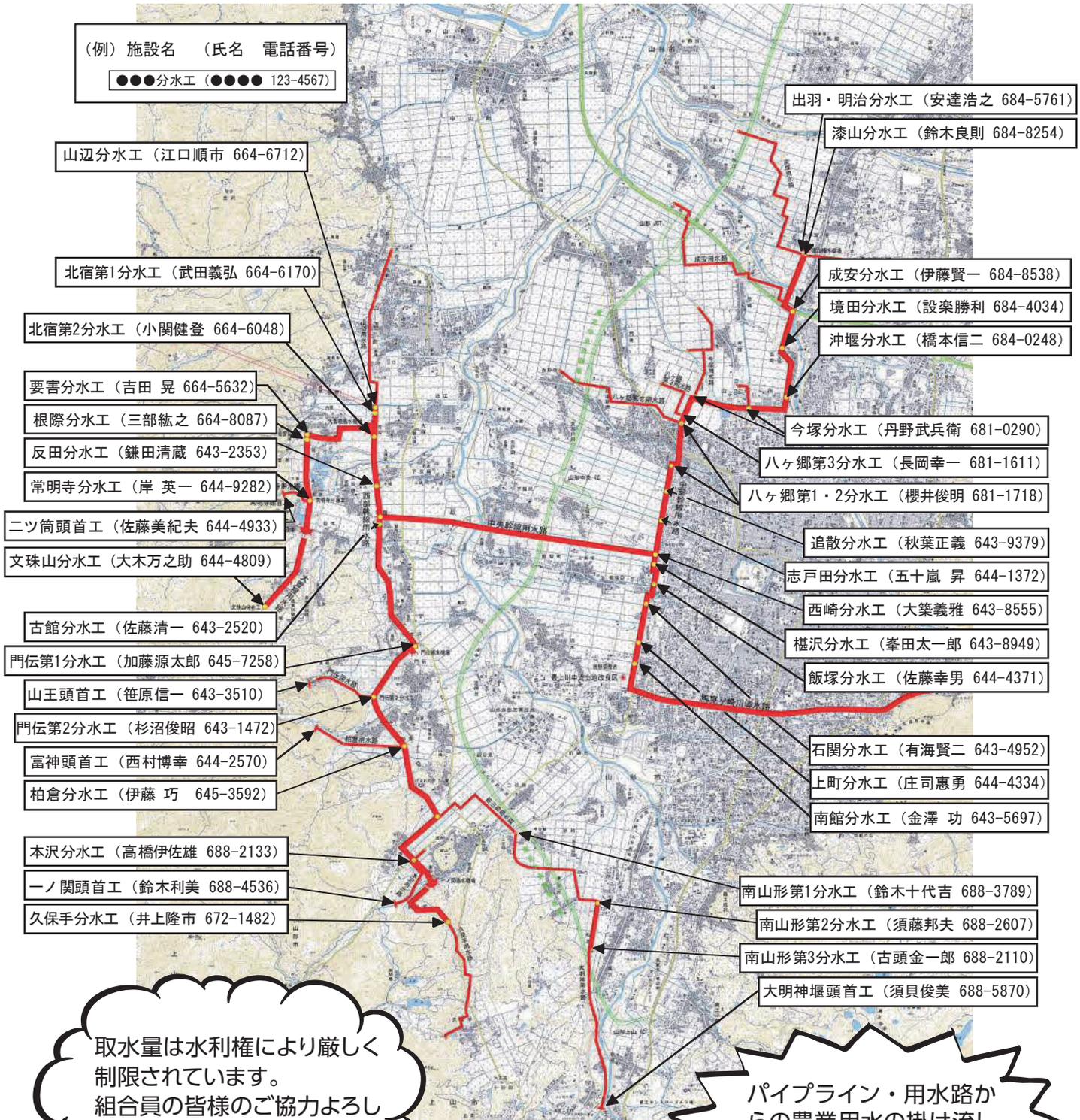
※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

◎ 各種申請書・書き方は当改良区ホームページからもダウンロード出来ます。

◇水利のご相談は水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をして頂く38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、必ず下記の水利調整委員に連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 峯田 太一郎 ○副委員長 大木 万之助 櫻井 俊明



取水量は水利権により厳しく制限されています。組合員の皆様のご協力よろしくお願いたします。

パイプライン・用水路からの農業用水の掛け流しはやめましょう。

新規土地改良事業について

南山形地区(谷柏新堰) 農村地域防災減災事業

【概要】

当該水路は、供用開始から40年以上経過しており経年劣化等による損壊も確認され、家屋及び農用地への被害をもたらす危険性が極めて高いことから、老朽化した施設を改修し、被害を未然に防止するものです。

事業主体	山形県
実施期間	平成30年度～平成34年度(予定)
概算事業費	360,000千円
負担区分	国庫負担55%・県費負担31% 市負担 14%・地元負担 0%

管理運営委員会だより

十文字畑地かんがい地区委員会 委員長 高 梨 三知宏

十文字地区は、立谷川工業団地の南側、立谷川と高瀬川の扇状地に位置しており、古来より早魃地帯として苦慮してきました。早魃地帯であり、農作物の生産が難しい地区であったため、水不足の解決が急がれていました。この課題を解決すべく、耕作農民有志により、地下水による畑地かんがい事業を中心とした事業が計画され、九十余名の賛同をもって十文字畑地灌漑組合が設立されました。

その事業は、集水暗渠によるパイプ配管方式で、行政機関やJA山形並びに最上川中流土地改良区などの全面的な協力により、事業を遂行することになりました。事業内容は、パイプ総延長約十二km、かんがい面積は約三十haの規模で、昭和五十一年に着工となり、その工事の中でも配管施設工事は組合員の全面的な協力により行われ、組合員の方々の手により施工されました。この事業によりかんがい用水の安定確保が図られました。

このようにして整備された施設を、当地区の維持管理事業としてバルブの水漏れ点検約三百五十箇所、凍結や農機具等の接触による破損の修繕等を行い管理しております。

事業が行われた当初は、バルブを回すと水が出ると組合員の方に喜ばれましたが、当地区も農業の環境が大きく変わり、農業従事者の高齢化、後継者の減少などの影響により、遊休地及び耕作放棄地も見られ、農地の荒廃化が進んでおります。さらに今年には本管の劣化による亀裂が多く発生し、組合員の方々へ不便をかけてしまいました。施設の老朽化が進み不具合が発生しております。今後はこのような状況への対応が課題になりますが、今後、維持管理委員会として組合員の利便性を図るため役員一同頑張つてまいりますので皆様のご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

利水豊穡祭・慰霊塔参拝 [平成30年4月20日]



【利水豊穡祭】



【慰霊塔参拝】

～慰霊塔について～

最上川より山形盆地へ水を引くために建設された西部幹線トンネルの施工にあたり、2度のガス爆発事故が起こり、18名の尊い命が亡くなりました。その方々を祀るための石碑であります。

多面的機能支払交付金活動組織紹介

久保手・隔間場地域資源保全会

代表 井上 清 治

当保全会は、上山市域三十八ha、山形市域三十七ha、計七十五haの農地を久保手地区五十七人、隔間場地区十六人、みはらし地区十四人など合計百五人の会員で保全に努めています。

事業の特徴は、これまで地先耕作者が担ってきた道水路管理を継続し、草刈りなどの管理費用の一部を新たな仕組みで直接支払っていることです。

支払額は、百二十五万円／年程度ですが、道水路の適正管理と農家への経費補填などを目的としたもので、会員からも好評です。

また、区域内の未整備道水路は、この事業を有効に活用し順次整備していますが、まだ不十分です。継続して計画的に整備を進めたいと考えています。

区域内では、高齢化の進行や廃業などにより農地の荒廃が進み、地域や会員の方々の大きな不安となり年々拡大している気がします。

農地保全は、自助努力を基本としますが、課題も多く個人対応では限界がありますので現状に即した柔軟な支援と関係機関の濃密連携が必要です。当保全会としては、この事業の抑制効果に期待し、農地保全の目的が達成されるよう願っています。

また、保全会の重大な役割を肝に銘じ、今後の活動を進めてまいりますので、会員各位のご理解とご協力をお願いします。



【農道舗装（直営工事）】



【草刈り作業】

最上川中流土地改良区 多面的機能支払連絡協議会

小林幸一郎前会長（大曾根ふるさと創成会）の退任に伴い、下記の通り、新体制となりました。

- 会 長：東海林貞悦（ふる里明治100の会）
- 副会長：高瀬 傳七（上谷柏水土里育むみんなの会）
- ク ：栗野 省三（本沢地区豊かな地域づくり協議会）

※任期は平成31年4月13日までとなります。



栗野副会長 東海林会長 高瀬副会長

平成31年度 職員募集のお知らせ

最上川中流土地改良区では平成31年度採用の職員を募集します。
詳細については、ホームページ並びにハローワーク山形でご確認ください。

募集職種 一般職（事務・技術）

募集人数 若干名

応募資格

- ・昭和57年4月2日以降生まれた方で、高等学校以上を卒業した方。
- ・普通自動車運転免許を取得している方。または採用時まで取得見込みの方。

選 考 書類選考後、該当者に試験日を通知

- ・第1次試験（教養試験・性格診断検査・作文試験）

期 日 平成30年11月25日（日）

場 所 山形県土地改良事業団体連合会
（山形市松栄一丁目7-48）

- ・第2次試験（個別面接）

第1次試験合格者について当改良区で実施

受付期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

午前9時から午後4時（但し、土・日曜及び祝祭日は除く）

郵送の場合、10月31日（水）必着

申込方法

ハローワークを通じ、履歴書及び卒業証明書（卒業見込証明書）を同封して事務所まで持参、または次の住所まで郵送してください。

受験申込み・問合せ先

最上川中流土地改良区 総務課
〒990-2476 山形市飯沢62番地の2
TEL：023-645-1210（代表）
HP：http://www.mogami-churyu.jp